

議案第 6 8 号

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 6 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

つつじヶ丘北第 2 自転車駐車場ほか 6 箇所の自転車等駐車場を設置するとともに、調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改め、特定超過使用について定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成11年調布市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（駐車場の種類）

第1条の2 駐車場の種類は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 次号に掲げる自転車等駐車場以外の自転車等駐車場
- (2) 路上駐車場（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物として設置する自転車等駐車場をいう。以下同じ。）

第17条の次に次の1条を加える。

（路上駐車場の標識）

第17条の2 道路法第24条の3の規定により路上駐車場に設ける駐車場の利用に関する標識には、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 使用料の額
- (2) 自転車等を駐車させることができる時間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

別表第1に次のように加える。

調布市立つつじヶ丘北第2自転車駐車場	調布市西つつじヶ丘2丁目14番地2
調布市立つつじヶ丘北第3自転車駐車場	調布市西つつじヶ丘2丁目15番地22
調布市立つつじヶ丘西第2自転車駐車場	調布市西つつじヶ丘3丁目14番地4
調布市立調布西オートバイ駐車場	調布市小島町2丁目27番地4
調布市立調布西第1路上自転車駐車場	調布市小島町2丁目62番地32
調布市立布田東路上自転車等駐車場	調布市国領町5丁目68番地23
調布市立国領東路上自転車等駐車場	調布市国領町3丁目11番地68

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成28年調布市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの改正規定のうち第3条第6号中「駐車場に自転車等を駐車させることができる時間内における1日」を「1日(駐車場に自転車等を駐車させることができる時間内に、自転車等を駐車させた時(以下「駐車開始時刻」という。)から規則で定める時刻までをいう。)」に改め、同条第7号中「6時間(」を「駐車開始時刻から6時間(」に改め、同条第8号中「承認」を「承認(1月、3月及び6月を単位とした承認をいう。)」に改める。

第5条に1項を加える改正規定中「又は」を「若しくは」に、「した場合(以下「超過使用」という。)」で第7条第2項に規定する」を「をした場合(以下「普通超過使用」という。))又は駐車開始時刻が明らかでない駐車をした場合(以下「特定超過使用」という。))で第7条第2項の規定により普通超過使用の使用料又は同条第3項の規定により特定」に、「納付した超過使用の」を「納付した」に改める。

第7条の改正規定のうち同条第2項各号列記以外の部分中「超過」を「普通超過」に改め、同項第1号中「超過使用した」を「普通超過使用した」に改め、同項第2号中「超過」を「普通超過」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 特定超過使用の使用料の額は、規則で定める。

第7条第3項の改正規定の次に次のように加える。

- 4 使用料(普通超過使用及び特定超過使用の使用料を含む。第9条、第10条及び第17条の2において同じ。)は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、規則で定めるものにあつては、退

場の時に納付しなければならない。

附則第 2 項に次のただし書を加える。

ただし，第 4 項の規定の適用がある場合を除く。

附則第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め，同項を附則第 5 項とし，
附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

(特定超過使用に係る経過措置)

4 改正後の条例第 5 条第 2 項に規定する特定超過使用に係る規定は，施行日の午前零時以後に駐車場から退場する自転車等について適用する。